

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 事業の内容

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため平成26年度には第6期計画(平成26～30年度)を策定して引き続き水質保全施策の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取り組む。

3 事業の現状及び課題

- (1) 第5期計画の評価と第6期計画の策定
- (2) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (3) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
- (4) 住民参加型の水質調査等の実施
- (5) 海藻回収による栄養塩循環システム構築支援事業(島根県との連携事業)
- (6) 環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取組
- (7) 中海水質浄化対策技術調査等の実施

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 リモートセンシングを利用した湖沼観測システムの開発

施策

1 事業の目的

県内湖沼における広域的な汚濁状況を把握できるモニタリングシステムを開発し、汚濁源の特定や各種対策に応用する。

2 事業の内容

UAV(無人航空機)の画像等を使用した比較的広範囲な観測を簡易に高頻度で行うことが可能な観測システムを開発する。具体的には下記に示す内容を対象とする。

- クロロフィルa濃度(湖沼の植物プランクトン量の指標)の分布測定
- 中海等での海藻分布調査

3 事業の現状及び課題

中海では鳥取・島根両県で海藻狩り事業が行われているが、効果的な事業の推進には正確な海藻の分布域を把握することが重要であるが、現状ではその分布域は明らかにされていないため、広域的な分布域の把握が求められている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、汽水湖化の取り組みを平成23年3月にスタートさせたが、ヒシやアオコの発生を抑制できた反面、淡水動植物の減少等の新たな課題も発生してきた。

これらの課題解決や一層の水質改善には、行政のみだけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となることから、これら取組を総合的に進める計画として平成25年5月に将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)を定め、これに基づき施策を推進している。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取組の推進。
- ・将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)に基づく各種施策の取組促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池汽水化対策事業

施策

1 事業の目的

平成24年1月に鳥取県及び鳥取市で策定した「湖山池将来ビジョン」に基づき同年3月12日より湖山水門(舟通し)を開放し、汽水湖としての再生を目指しているところ。

＜湖山池将来ビジョン＞

(基本理念)

・『恵み豊かで、親しみのもてる湖山池』を目指して

(目指す姿)

・良好な水質、豊かな生態系、暮らしに息づく池(利活用の推進)

(目標塩分濃度)

・東郷池程度(2,000～5,000mg/L)

2 事業の内容

○湖山水門操作費

水門操作の工夫や大型土のうの設置により塩分濃度の上昇抑制を図ってきたところであるが、溶存酸素量(DO)を確保しながら2,000～5,000mg/Lで管理するには、きめ細かな水門操作を行う必要がある。

○砂丘畑用水対策

・湖東大浜土地改良区砂丘畑は高塩分化により直接湖山池から取水できないことから、別途農業用水を確保する必要がある。

・平成17年からの塩分導入実証試験に伴い改良区のため池を県が管理しているが、シートの劣化が激しく大規模な修繕が必要な状況。管理移管を前提とした修繕を行う。

3 事業の現状及び課題

湖内の貧酸素化を懸念して舟通しの開放を継続したことにより、また、昨冬の少雪、今春以降の少雨、近年の潮位の上昇等の影響もあり、水門操作を工夫しているものの、塩分濃度が8000mg/lまで上昇した。また、遡上するフナや湖山池周辺を回遊する魚等が貧酸素により大量斃死するなど、最近の高塩分化や貧酸素への対応が求められている。

「湖山池将来ビジョン」に掲げる基本理念や目指す姿など汽水域としての再生を目指し、湖山池会議を核として県及び市の関係機関で構成する各「対策チーム」により、各事業の実施及び種々の課題や懸案に取り組む。

連絡先

県土整備部河川課企画担当 広坂 電話:0857-26-7374

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

湖山川の水門開放が湖山池内の魚類と漁場環境へ与える影響を把握するとともに、水産振興策としてヤマトシジミ増殖策を検討する。

また、漁場環境の改善と造成を目的とした、安価な手法による覆砂の効果を検証する。

2 事業の内容

(1) 水門開放影響調査

○資源変動調査…小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握する。

○環境調査…池内の水質(塩分・DO・水温)を把握する。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

湖内の塩分濃度上昇によりヤマトシジミ資源が創出される可能性が高まったことから、効率的なヤマトシジミ増殖策を検討する。手法は、食害魚などの侵入を防ぐため周辺を網で囲った親貝場を設け、そこにシジミ親貝を收容し、産卵及び稚貝の増産を図る。

(3) 簡易覆砂試験

安価な手法による覆砂を実施し、漁場改善効果を把握する。

3 事業の現状及び課題

(1) 水門開放影響調査

<現状>

水門開放後、魚介類の種類数はマハゼなどの海産種が増加し、ヤリタナゴなどの淡水産種が減少した。



図 小型定置網に入網した魚介類の種類数

主な漁獲対象種であるシラウオ・ワカサギ・テナガエビの漁獲量は回復していない。水質は春から秋にかけて底層を中心に貧酸素水域が確認された。

<課題>

水門開放が湖内の魚介類へ与える影響については、調査を継続し、湖内環境が安定したから評価する必要がある。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

<現状>

平成24年10月以降稚貝が急増し、平成25年11月現在、順調に生育している。

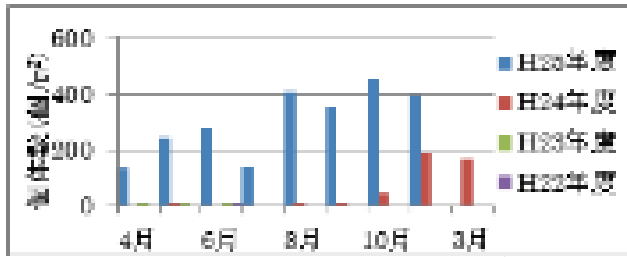


図 調査定点(11カ所)におけるヤマトシジミの平均個体数

<課題>

ヤマトシジミ漁を開始するにあたり、乱獲を防ぎ安定して漁獲できる量を試算する必要がある。

(3)簡易覆砂試験

<現状>

覆砂により底質環境の改善が図られた。

<課題>

覆砂の効果持続期間を明らかにする必要がある。

連絡先

栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 湖山池の環境変化に伴う生物多様性・生態系評価及び自然再生方法の検討

施策

1 事業の目的

再汽水化に取り組んでいる湖山池では、湖内の塩分上昇に伴って、生物多様性や生態系に変化が生じ始めている。この変化を監視するとともに、これらの変遷過程を捉えて評価する。併せて、かつて生息していた淡水動植物(水生植物、カラスガイ)の保全に向けた自然再生方法の検討を行う。
これらを通して、今後の湖沼管理に関する施策の一助とする。

2 事業の内容

現地モニタリング、調査等から、湖山池の生物多様性・生態系評価手法を検討し、再汽水化による湖山池の生物多様性や生態系の変遷を評価する。併せて、湖山池流域内における淡水動植物の保全に取り組む。この内、カラスガイの再生産手法に関して新たに取り組む。

3 事業の現状及び課題

従来から湖水が灌漑用水として農業利用され、湖山川の水門管理によって淡水に近い低塩分濃度で維持されてきた。その一方で、アオコ発生等に加え、近年ではカビ臭問題やヒシ問題、漁業不振等の問題が顕著化していた。このため、住民意見や湖山池会議等での議論を踏まえ、平成24年3月から水門開放して、アオコやヒシ等の発生を抑制するとともに、水の交換を高めて汽水湖として再生することとなった。湖内の塩分上昇に伴い、水質や生態系が大きく変化することが予想され、実際の状況や事象を監視および評価し、適切に対応していく必要がある。
また、湖沼の自然再生に向けて、在来の水生動植物を活用することは重要な手法となるが、必要な知見や情報が不足している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 内水面漁場環境・漁業資源対策事業

施策

1 事業の目的

内水面漁業協同組合が実施する産卵場造成等の漁業振興事業を支援し、内水面漁業の振興に資する。

2 事業の内容

■湖山池コイ・フナ産卵場整備事業

コイ・フナが産卵期における河川の濁水により河川に密集する状況を改善するため、湖山池漁協が行うコイ・フナの産卵場整備を支援する。(平成26年度限り)

3 事業の現状及び課題

■湖山池コイ・フナ産卵場整備事業

○コイ・フナは河川を遡上し、産卵するという生態を持つ。

○平成25年は例年になく濁水により、河川の流量が減少したため、遡上を堰堤等で妨げられたコイ・フナが密集するという現象が確認された。

○魚が密集することにより、酸欠や魚体の損傷などが生じ、産卵後に衰弱した親魚がへい死する、また産卵が十分に行われないなどの問題が発生。

○栽培漁業センターが平成25年6月にキンラン(人工水草)の試験設置を行ったところ、産卵場として一定の成果が得られた。

連絡先

鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある。これらの取り組みを推し進めるために平成23年度には、「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を見直し策定した。また、より多くの方に東郷池に親しみをもってもらい、理解を深めていただくため、「愛らぶ東郷池」イベントを湯梨浜町と連携して年2回実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18～27年度)の推進
- ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第2期)」(平成23年度策定)の普及・啓発
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取組

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 東郷池ヤマトシジミ資源回復試験

施策

1 事業の目的

1. 東郷池におけるヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアルの高度化と実証
2. 資源状況や市場ニーズに応じた漁獲量増産の実践
3. 東郷池産ヤマトシジミの更なる付加価値向上を目的とした試験を行う。

2 事業の内容

研究項目	年度	内 容	担当
ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアルの高度化と実証	平成26～28	・池内の流動把握 ・流入量、流出量把握 ・水門操作 ・池内3定点で水質連続観測 ・池内流動モデル作成、改良 ・水門操作マニュアル改訂	栽培セ 東郷湖漁協 栽培セ・漁協 栽培セ・鳥大 工学部（委 託；共同研 究） 栽培セ
資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくり	平成26～28	・単位時間あたり漁獲量、漁獲実態、出荷実態の把握 ・指標の作成	栽培セ・漁協 栽培セ
東郷池産ヤマトシジミの食の魅力発掘	平成27～28	・機能性成分、旨味成分分析による旬の把握	栽培セ

3 事業の現状及び課題

- 東郷池では、平成13年以降に激減したヤマトシジミ資源を復活させるため、県栽培漁業センターが平成15年度まで行った試験結果に基づき、平成16年度に「シジミ増殖のための水門操作マニュアル」を提示。その後、シジミ資源は急激に回復(約2億円/年)。
- 東郷湖漁協では、マニュアルに基づく水門操作を続けてきたが、近年、高潮位による操作不能や夏期の貧酸素等の頻発によりシジミの大量斃死が頻発。再び不漁に陥った。

- 東郷池のヤマトシジミ資源の回復と安定生産のためには、近年の気候変動に応じた水門操作マニュアル(平成16年提示)の見直しが必要。
- 東郷池シジミ資源には、地域資源として大きなポテンシャル(他産地がない大粒・高品質・漁獲量のさらなる増大など)があり、資源回復により、地域ブランドの創出や地域の活性化の素材として有効。

連絡先

鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話:0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

10 東郷池における住民意識を取り入れた新たな環境指標の検討

施策

1 事業の目的

従来の環境基準だけでは住民に分かりづらい水環境の姿を、住民の感覚を反映させた指標を作り、従来基準と組み合わせることでわかりやすく示し、湖沼対策の方向性の設定や住民意識の向上に活用する。

2 事業の内容

新指標の検討に係る基礎調査
・住民が許容できる感覚指標(水色)の把握
・感覚指標と環境基準項目との関連性の解析
・新指標の数値化

3 事業の現状及び課題

従来の環境基準項目だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいことから、環境省でもより分かりやすい基準の設定を検討している。さらに国交省においても、多様化する課題に対応した湖沼水質管理を実施するためには、多様な視点を踏まえる必要があるとして、住民の感覚を考慮した水質管理指標を検討している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

11 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(平成17年11月8日)された。平成22年にラムサール条約湿地登録5周年を迎え、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結した。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) こどもラムサール全国湿地交流会

○概要

・平成19年度に中海・宍道湖で「全国大会」を実施し、平成22年度は「ラムサール条約5周年記念事業」を鳥取・島根で連携して実施し、平成23年度は全国の湿地(谷津干潟、琵琶湖、豊岡)⇒「コウノトリの飛行ルート」からこどもたちを招聘し、中海・宍道湖のこどもたちと交流を実施。平成24年度は、中海・宍道湖のこどもたちを谷津干潟、豊岡へ派遣し、平成25年度は琵琶湖へ派遣及び谷津干潟、豊岡、琵琶湖のこどもたちを宍道湖へ招聘し、交流会を実施した。
・平成26年度は交流を拡充させるため、次世代を担うリーダー育成を目的として、交流会実施の要請のあった佐賀市の有明干潟へ中海・宍道湖のこどもたちを派遣する。

(2) ラムサール条約合同シンポジウム

○こどもラムサール全国湿地交流会に参加したこどもたちの発表及び講師の方をお招きし(H24年度:さかなクン、平成25年度:らんま先生&ウルトラマン)、こどもから大人まで楽しくラムサール条約について学んでいただくようなシンポジウムを開催する。

(3) Loveラムサール(仮称)イベントの実施

○こどもから大人まで、多くの方に中海・宍道湖のことを楽しく学んでいただくため、クルージングしながらの湖上学習会や中海・宍道湖にゆかりのある施設等を巡るバスツアー等を年2回程度開催する。

(4) 中海・宍道湖一斉清掃(6月の第2日曜日に開催)

○平成18年度から、両県関係自治体が連携実施
○平成26年度は境港市をメイン会場に、両県合同の開始式を行う
(平成18年度:松江市、平成19年度:米子市、平成20年度:安来市、平成21年度:境港市、平成22年度:東出雲町、平成23年度:松江市、平成24年度:米子市、平成25年度:安来市)

3 事業の現状及び課題

(1) ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進していくことが、求められている。

※2012年8月10日現在、締約国162ヶ国、登録湿地数2,046ヶ所、日本国内は46箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用して行くことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2) 中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、(1)堤防、護岸整備、(2)水質及び流動、(3)農地の排水不良、(4)利活用等を協議していくことと

なった。

○平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン(およそ25年後の中海の望ましい将来像)については、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などとのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 侵入を防ぐ対策
 - (2) 個体数を減らす対策
 - (3) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

- (1) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵などの設置を支援
- (2) 個体数を減らす対策
捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (3) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

- (1) イノシシ・ヌートリア・カラス等の野生鳥獣による農林産物等の平成25年度(12月末時点)被害額は、39百万円でほぼ前年並で推移。
ア イノシシ被害は、県東部で増加傾向にある一方、県中部では減少傾向にある。
イ シカ被害は、県東部で水稻、野菜類、造林木に被害が発生している。
- (2) ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

連絡先

農林水産部 鳥獣対策センター 電話0858-72-3820、3821

参考URL

鳥取県 鳥獣対策センターのwebサイトより
「農作物の鳥獣被害対策に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/211038.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウや個体数が減少して絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマについて、生息実態に応じた捕獲頭数の目標設定、農林業・生態系被害の早急な軽減と生息域拡大の抑制及び個体群の安定的維持といった計画的な保護管理を行うことを目的とする。

2 事業の内容

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進するための各種取組を行っている。

(1) 保護管理計画検証のための検討会の開催等

生息状況等調査(継続)を実施し、その調査結果に基づき保護管理検討会を開催し計画を検証する。

(2) 生息状況調査の実施

生息情報、被害情報の整理及び行動分析を専門機関に委託等して実施する。

(3) カワウ生息実態調査の実施

県内のカワウの生息数を調査し、各種対策の基礎資料とするほか、保護管理計画策定の是非を検討していく。

(4) ツキノワグマ対策の推進

ア ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、学習放獣の効果確認のため、電波発信器による行動把握を行う。

イ 錯誤捕獲個体や学習放獣を前提に捕獲した個体に対し、人等への嫌悪感を与える学習放獣を実施する。

ウ 遭遇回避対策として、以下の事業を引き続き実施する。

(ア) 遭遇回避総合対策事業

クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等、住民の安全・安心を確保するための補助を実施

(イ) 堅果類豊凶実態把握事業

ツキノワグマの秋のエサであるブナ科堅果類の結実状況を把握して、出没予想をたてるとともに、早期に出没対策を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) イノシシ・ニホンジカ

○イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を

行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減少させることが必要。

○ニホンジカについても個体数が増加して、国定公園氷ノ山内では希少植物(サンカヨウ)などに食害が発生し、生態系被害が深刻化してきている。

○このため当面の対策として、食害が顕著な地域において被害軽減を図るため、電気柵の設置によるサンカヨウ群落の保全と、くくりわな設置によりシカを捕獲する取組を実施中。

○しかしながら、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割に減少し、60歳以上が67%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足状況。

(2)ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、絶滅が危惧されたことから、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ってきた。

○その結果、分布は拡大傾向で、個体数も増加傾向を示すなど、個体群の回復が見られる。

○一方、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから駆除要望が強い。絶滅が危惧されていることから個体数の増減を的確に把握し、慎重に保護管理する必要がある。

(3)カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される。また、県内で新たな繁殖地も確認された。対策を行う上でも基礎となる県内での生息実態を把握していくことが必要となっている。

○漂鳥の傾向が強く、生息実態の把握が困難で、県内の状況は明らかになっていない。過去に絶滅が危惧された時期もあることから、継続的な調査により生息実態を把握して保護管理する必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会を実施する。
- (2) 狩猟者登録事務の実施。
- (3) 野生鳥獣の保護及び適正狩猟を推進するため、必要な措置を行う。
- (4) 鳥獣保護のため、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等を指定し、設置した標識の管理を行う。

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の管理・運営を行う必要性は高い。

しかしながら、狩猟者の減少・高齢化が顕著であり、狩猟者確保が喫緊の課題となっている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

施策

1 事業の目的

地域における野生鳥獣の適切な保護管理や自然環境の保全など地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共生する地域」を目指す。

2 事業の内容

近年減少の著しい狩猟者を確保するため、狩猟免許や猟銃所持許可などの資格取得のための研修会の開催や、日常の射撃練習を負担無く行うことができる射撃環境の整備を行う。

(1) 狩猟者(捕獲従事者)の養成

イノシシ、ニホンジカなどの有害鳥獣駆除又は個体数調整等を担う有能な狩猟免許者の育成・確保対策を猟友会に委託して実施

- 狩猟免許試験受験のための事前研修会の開催
- 安全な捕獲を行うための猟具の取扱い研修の実施
- 若手銃猟者の育成確保に係る実猟・実技研修の実施
- 全国的に開催される先進的研修会への派遣
- 獸肉処理・加工に係る衛生講習会の開催 ほか

(2) 射撃環境の確保・改善

鳥獣害対策に欠かすことの出来ない銃猟者を育成するため、射撃環境の改善に向けた各種取組を実施

※ 銃猟者：猟銃(散弾銃・ライフル銃・空気銃)を用いて鳥獣を捕獲する資格を有する者

1) 射撃環境整備の在り方についての検討

射撃施設の整備、ソフト対策及び先進的銃猟の取組等の射撃環境全般についての調査検討を実施

《内容》

- ・ 既存施設(鳥取市営クレール射場)改修の可能性
- ・ 先進地、関係業界から有識者を招いての研修会の開催

2) 銃猟者への直接的な支援措置

ア. ライフル銃技能講習受講支援

ライフル所持者に対する技能講習受講に係る経費の支援

- ・ 県外施設に出かけて法定講習を受けるのに要する経費の一部を助成
- ・ ライフル銃技能講習合格のための研修会の実施(年3回)

イ. 射撃技能向上のための射撃練習奨励金の交付

有害駆除作業に従事する者で、一定数(年間2回以上)の射撃を行った

- 者に対する係る経費の補助
- ウ. 散弾銃技能講習受講支援
有害駆除作業に従事する者で、散弾銃に係る技能講習を受講する者に対する係る経費の補助
- エ. ガバメントハンターの育成
鳥獣対策関係業務に携わる自治体職員で、業務に資する目的で猟銃を所持する者への資格取得経費の支援
※ガバメントハンター制度：行政が直営で管理する捕獲者制度

3 事業の現状及び課題

現状(背景と課題)

◎以下のにより、クマ、イノシシ及びニホンジカ等の野生鳥獣による人身・農林被害の発生が拡大(人間と鳥獣の軋轢が深刻化)

★中山間地域の過疎化・高齢化により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつある。

★狩猟者が減少・高齢化し、野生鳥獣への捕獲圧が低下した結果、野生鳥獣の個体数が増加

◎以下の理由により、猟銃を所持するための環境が悪化し、銃猟者の減少に拍車の掛かることが懸念

★平成21年度の銃刀法改正により猟銃所持の手続きが煩雑化

★県内東部には射撃場が無く、中・西部にある既存の各種射撃場も小規模で老朽化が進み、施設の維持存続に不安

★県内には狩猟用ライフルを発射可能な射撃場がないことから、所持許可者は資格・技能を維持するのに負担が大きい。

★高齢化の進行による作業時の不測の事故増加を懸念

◎ジビエ振興に係る現状

★捕獲資源を活用してジビエを新たな山村振興や観光資源にする動きがある。

★捕獲者の減少に伴い、ジビエの原材料確保に不安

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成23年環境省告示)及び「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、傷病鳥獣の救護等の各種事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 傷病鳥獣の救護

負傷、衰弱、幼少等の原因で収容された野生鳥獣の自然界への復帰を目指して、動物病院等に治療を委託する。

(2) 愛鳥モデル校の指定・育成

野鳥保護教育の取組が盛んな小中学校を愛鳥モデル校に指定し、授業等で野鳥の巣箱や愛鳥週間ポスターの作成、野鳥観察会、野鳥学習会等を行うのに要する経費を助成する。

(3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催

鳥獣愛護の精神涵養に資するため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクールに併せて、県主催の図案コンクールや、野生動物の巣箱コンクールを実施する。

(4) 鳥獣生息状況等の調査

鳥獣保護区等での鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、委託により調査を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 傷病鳥獣の救護を行うことにより、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに資することができる。
- しかし、救護期間や経費に限界があり、救護対象鳥獣や治療期間の限定や野生鳥獣への接し方に関する考え方の普及啓発に努める必要がある。
- 愛鳥活動をとおして、子供たちの自然環境保全意識の普及と愛鳥思想の高揚を図るとともに、コンクール開催を広く世間に広報し、県民の野生鳥類に対する保護思想の普及を図る。
- このため、愛鳥モデル校の指定は重要であり、今後も指定校増への取組を継続する。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「愛鳥週間ポスターコンクール」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/100994.htm>

「愛鳥モデル校」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

「野生鳥獣の救護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/209479.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 内水面資源生態調査

施策

1 事業の目的

河川の重要魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、不漁の原因究明および対策を検討する。

2 事業の内容

- (1) 遡上量調査
県内の代表河川として天神川において天然遡上アユを計数する。
- (2) 付着藻類減少原因調査
付着藻類の減少原因を検討する。

3 事業の現状及び課題

<現状>

平成25年度は天然アユの遡上数は多かったものの、日野川・天神川は不漁であった。

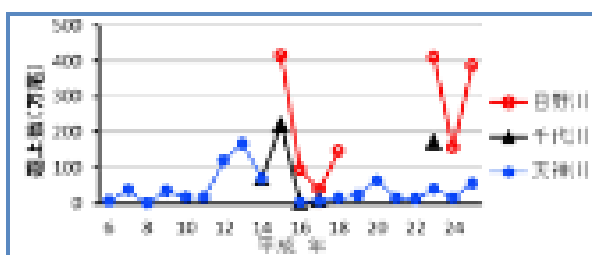


図 天然アユ遡上数

平成25年度も引き続き付着藻類の減少があった。

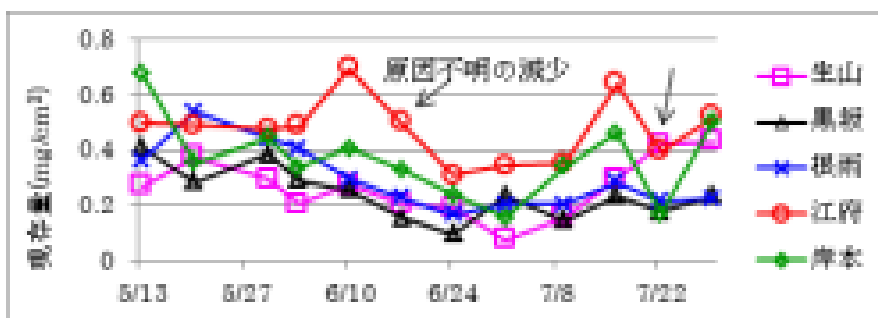


図 日野川における付着藻類の現存量

<課題>

アユについては、「資源回復プラン」に基づき施策等が実施されているが不漁が継続している。不漁原因の一因として付着藻類の減少が考えられるが、その原因は特定できていないため、引き続き調査を行い解明していく必要がある。

連絡先

栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより

「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 日野川最上流魚道設置事業

施策

1 事業の目的

「天然アユがのぼる100名川」にも指定されている日野川の自然環境を守るため、アユの遡上を阻害している堰に魚道を設置する。

2 事業の内容

日野川に設置されている堰のうち、アユの遡上を阻害している宮内砂防堰堤(日南町宮内地内)に魚道を設置する工事を行う。

3 事業の現状及び課題

連絡先

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局 建設総務課計画調査室 電話
0859-72-2059

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/hinocenter-kendo/>

平成26年度 鳥取県環境白書

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

- (1) 営巣環境整備事業
 - ア 老齢アカマツ林の更新伐採(天然下種更新)
 - イ マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
 - ウ 周辺道路や観察路への危険木の除去
- (2) 下草刈り等管理業務
 - ア 観察路等の草刈
 - イ 標識・看板等の点検清掃
- (3) オオタカの森保護員の会及び連絡調整会の実施
 - ア 保護委員の会 巡視、啓発活動、生息調査等を実施
 - イ 連絡調整会 オオタカの森保護員や地元関係者等で当該森の管理や運営方法等を協議

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。
自然保護意識の啓発の場等としてのPRも重要となるが、オオタカの生息に配慮しない多人数の利用は禁物で、保護と利用のバランス調整が難しい。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園担当 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 外来種防除事業

施策

1 事業の目的

外来生物法などに基づき、鳥取県外来種検討委員会で、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・実証、県民との協同により防除の推進を図る。

2 事業の内容

- (1) 検討委員会による外来種の防除に係る検討
生息・生育状況等の把握、防除方法の検討を行うため、学識経験者等による検討委員会を設置する。
- (2) 外来生物捕獲技術講習会
狩猟者の養成講習や捕獲を行うための講習に併せて、外来生物防除の講習会を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 外来種による在来種の捕食(ブラックバス等)、生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。
- (2) 本県では、平成18外来生物実態調査の結果から、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組むこととした。
- (3) 農林水産業被害の防止に向けて、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除推進 ※防除実施計画に基づく取組
- (4) ため池における外来魚防除の試行的実施
※池干しや電気ショッカーによるブラックバスの駆除実験を本年度も継続実施する。
- (5) 自然保護ボランティアとの連携
オオキンケイギクの駆除の啓発パンフレットの作成配布や、道端や河川区域に生息する個体の刈取り駆除作業を自然保護ボランティアとの協働で実施している。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

10 希少野生動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

(1) 希少野生動植物の情報の活用等を検討

平成21～24年にかけて行ったレッドデータブック改訂作業でとりまとめられた「新レッドリスト」の分布情報等の活用等の意見交換会を開催。

(2) 特定希少野生動植物41種について各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施する。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギラン、タキミシダ、エゾカワラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアジサシ、オオエゾデンダ、オキナグサ等)

(3) 生物多様性GISシステムの更新、システム保守管理

- ・サーバ更新(環境構築、データ移行)
- ・システム(ハードウェア保守、簡易解析、データ追加等)

(4) 生物多様性地域戦略策定に向けた情報収集

- ・関係者との意見交換会、勉強会の開催。
- ・住民等アンケート、保全事例調査等

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体の掘り起こしを行った結果、県民による自主的な保護・保全活動に一定の広がりが見えてきた。

現在、これらの取組が功を奏し、県の認定を受けた保護管理事業が13事業となり、うち8事業に対して県補助金による支援を継続しているところである。

しかしながら、認定団体数は伸び悩んでおり、平成23年のRDB(レッドデータブック)改訂等を切っ掛けに自然環境保全の気運の醸成を図りつつ、新たな希少野生動植物の保護管理事業計画の認定、保護団体の掘り起こしに努める必要がある。

今後は、地域固有の現状や課題を踏まえて、関係者との意見交換、地域の実情を踏まえて生物多様性地域戦略策定に向けた検討をすすめる。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

11 集落型里山林整備事業

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1) 鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2) 集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - ・作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3) 鳥獣防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4) 里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - ・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下:里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
- イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化:クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
- ウ 景観や国土保全機能の低下:耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下:人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「集落型里山林整備事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/171860.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

12 里山資本主義鳥取モデルプロジェクト

施策

1 事業の目的

「とっとり里山資本主義フォーラム（仮称）」の開催を通じて、県内の魅力を新たな観点で捉えなおし、地域の資源を活かし、地域を豊かにする取組を進める。

2 事業の内容

（1）里山資本主義について

○「里山資本主義」とは、身近に眠る資源を活かし、お金もなるべく地域でまわして地域を豊かにしようとする取組。藻谷浩介氏、NKK広島取材班共著の「里山資本主義－日本経済は「安心の原理」で動く」では、中国地方を中心とした各地の里山資本主義の取組を紹介。

（例）岡山県真庭市での木質バイオマスの熱電利用の取組／島根県での耕作放棄地を利用した酪農の取組／鳥取県八頭町でのホンモロコの養殖の取組／オーストリアでのCLT（直交集成板）の取組など

（2）「とっとり里山資本主義フォーラム（仮称）」の開催

○県内外の里山資本主義のトップリーダーが一堂に会するフォーラムを開催。

○開催概要（案）

- ・ 里山資本主義についての基調講演
- ・ 事例発表
- ・ 講師、知事、実践者によるパネルディスカッションなど

3 事業の現状及び課題

- ・ 平成26年度新規事業

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 電話0857-26-7300

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

01 農地・水保全活動交付金事業(農地維持支払)

施策

1 事業の目的

農村の構造変化に対応した体制の充実・強化、保全管理構想の作成等を行うとともに、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の基礎的保全活動を支援する。

2 事業の内容

農業者等で構成される組織による地域資源(農地、水路、農道等)の維持・保全や多面的機能を維持する活動に対して活動経費を助成

3 事業の現状及び課題

- (1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、
 - ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
 - イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。
- (2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。
- (3)平成25年度までは、「農地・水保全管理支払交付金事業」として実施していたが、国の新たな農業・農村施策の4つの改革の一つとして、多面的機能支払(農地維持支払、資源向上支払)が創設。
- (4)平成26年度より始まる農地維持支払は、農業者のみで構成する組織による取組が可能となるなど要件等が緩和され取り組みやすい仕組みとなることから、地域資源の基礎的活動を行う組織の拡大を図るとともに、規模拡大を行う担い手への負担軽減が必要。

【実施市町村】

平成25年度 388地区(鳥取市他)実施
※農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動活動支援)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「農地・水保全管理支払交付金」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/41402.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

02 ため池等整備事業

施策

1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

ため池整備工事
災害発生のおそれがあるため池の整備
ア 堤体の改修
イ 洪水吐の改修
ウ 取水施設の改修

3 事業の現状及び課題

取り組み状況
【平成26年度】
県営 8地区で実施予定(鳥取市、倉吉市、八頭町、北栄町)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 水資源・防災担当 電話0857-26-7323

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池等整備事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/41394.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特裁面積1,500haに設定。

2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
 - ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術開発と普及
 - ・有機実証モデル展示ほの設置(7か所)
 - ・有機・特裁農業推進塾の開催(年3回)
 - ・地域研究会の開催(県内3か所)
 - ・有機・特裁生産技術支援事業
- (3) 消費者PR
 - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
 - ・消費者交流・マッチング支援事業
- (5) 事業推進
 - ・有機・特裁推進協議会の開催(年1回)

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - ・県内特別栽培農産物栽培面積: 1,288ha(平成26年2月末現在)
 - ・県内有機農産物栽培面積(県外認定含む): 47ha(平成26年2月末現在)
- (2) 課題
 - ・野菜分野での生産技術の体系的整理が不十分
 - ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
 - ・生産者間の繋がりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要
 - ・消費者・生産者の有機・特裁制度自体の認知が不十分

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

04 有機農業教育費

施策

1 事業の目的

有機農業について学びたい学生や研修生のニーズに応えるため、有機栽培の制度や理論から栽培実習・販売まで一貫した教育を行うことにより、次代の農業を担う人材の育成を図る。

2 事業の内容

区分	事業内容
有機農業の講義	(1)有機農業に関する制度と現状、技術的理論、事例研究等の講義を実施する(講義:環境保全と農林業)。 (2)有機農業実践者を外部講師として特別講義を実施する。 (3)有機農業実践者の圃場での現地実習を実施する。
有機農業の栽培実習	(1)作物コースでは有機専用の水田を増設して栽培実習を行う(2筆→3筆)。 (2)野菜コースでは有機専用ほ場における栽培管理の実習及びプロジェクト学習の実施を行う。

3 事業の現状及び課題

平成24年8月29日に有機農業および流通・販売の有識者による「農業大学校における有機農業教育に関する検討会」を実施した結果、(1)有機農業に関する講義の充実をはかり、(2)作物・野菜コースでの有機栽培に対応した専攻実習をすべきとの提言があり、平成25年度から栽培実習を開始することとした。

平成25年度は作物コースにおいて、チェーン除草技術の導入を行い、野菜コースでは有機専用露地ほ場における栽培実習を12品目実施した。

連絡先

鳥取県農林水産部 農業大学校 教育研修課 電話 (0858) 45-2411

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

05 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
 - ・農薬の適正使用の指導及び啓発
 - ・農薬販売店の届出に係る事務
 - ・農薬販売店への立入検査
 - ・農薬適正使用推進研修の実施農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催
- (2) 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)
 - ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
 - ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・農薬適正使用推進研修会の開催を計画

連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 くらしの安全担当 電話:0857-26-7877

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

06 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。
対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 事業の現状及び課題

平成25年度の実行状況 県営 9地区、団体営 4地区

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県のwebサイトより
「環境配慮に関する検討会」「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41370.htm>

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」
<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/6083dad89eb5173649257c3f0021b45e?OpenDocument>

「平成25年度鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会会議録」
<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/78cc695451e8feef492568dc000ec730/4b707d56ded84a9d49257c3f0022b88c?OpenDocument>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

07 エコファーマーの推進

施策

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー累積認定件数(平成25年9月末現在) 4,298件

連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「エコファーマー」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

08 環境保全型農業直接支援対策

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業の内容

(1) 支援対象者

エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていること
要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ。

(2) 支援対象取組及び支援水準

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組。

支援対象取組	支援水準
(1)カバークロップの作付	8,000円/10a
(2)リビングマルチ又は草生栽培の実施	8,000円/10a
(3)冬期湛水管理	8,000円/10a
(4)有機農業の取組	8,000円/10a ※但し、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a
(5)堆肥の施用	4,400円/10a

(3) 事業実施期間

平成23年度～

3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

09 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2) (1)以外で知事が指定した地域
 - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
 - イ 3法指定地域に地理的に接する地域
 - ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/64412.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

10 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

(1) とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。

(2) とっとり県民参加の森づくり推進事業

集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動やボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援

(3) 森林の保全・整備

ア 森林の間伐を支援(造林事業を活用し上乗せ補助を実施。保安林の場合:上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減)、普通林の場合:上乗せ補助率7%(所有者負担を2.5割に軽減))

イ 作業道の整備を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。所有者負担を2割に軽減)

(4) 竹林対策

竹林の拡大防止及び適正管理を支援。

・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を2割に軽減)

・放置竹林の循環利用型皆伐、抜き伐り、搬出、竹林整備のための管理道及びアクセス道開設を支援

(5) 森林景観対策

景観向上のための枯損木の伐採等を支援

(6) 再造林による森林再生

モザイク林造成のための再造林を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減))

(7) 制度の普及啓発

税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

事業の周知が進み、税収を超える実施要望があるものもあり、優先順位を付けて実施している一方で、一般への認知度はまだまだ低いとの声があることから、使途事業等について媒体を工夫しながら更なる周知を図る。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

11 とっとり共生の森支援事業

施策

1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《期待される効果》

- (1) 森林の保全・整備の促進
- (2) 企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3) それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

2 事業の内容

- (1) 制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2) 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
・企業へのPR活動
・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3) 県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーターとのマッチング)
- (4) 参画企業等による意見交換会の開催

3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体17社が参画し、19箇所の森林において保全活動を実施中。
しかし、景気を巡る環境が未だ不透明な中、「とっとり共生の森」のようなCSR活動に伴う支出や活動内容の検討に対する企業側の負担感は一段と増している模様。
平成25年5月26日に鳥取県で開催された「第64回全国植樹祭」を契機に情報発信も強化し、「とっとり共生の森」の活動への県民の参画をさらに推進する必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

12 倉吉農業高等学校演習林活用検討事業

施策

1 事業の目的

倉吉農業高等学校の演習林を整備・活用することにより、全国植樹祭等で培ってきた本県のグリーンウェイブの取組の一環として森林の保全や林業の振興、環境教育などについて県民とともに考えるきっかけづくりにつなげる。

2 事業の内容

- (1) 演習林(約110ha)について、計画的に間伐等の整備を行う。
- (2) 学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての今後の活用策について検討を行う。

3 事業の現状及び課題

大正5年の演習林設定以来、長年、生徒の林業実習の場としての役割を果たしてきたが、林業を学ぶ生徒が減っていく中で利用の機会も少なくなり、間伐など十分な管理が出来ていない。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7517

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

13 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率:1/2(国:50/100、県:50/100)

3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。
今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

14 県産材住宅等普及促進事業

施策

1 事業の目的

県産材の需要拡大を図るため、県内工務店等が連携しながら県産材を活用した住宅等のPR活動などに要する経費を助成する。

2 事業の内容

県産材を使った家づくりのキャンペーン実施(PRに必要な資材の作成、ホームページやSMSを活用した情報発信、県産材家具等の販売体制の構築)などを支援する。

3 事業の現状及び課題

県産材の需要拡大のためには、県産材を活用した家づくりのメリットや意義について普及活動を行い、広く消費者に理解してもらうことが必要である。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7254

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

15 鳥取県緑の産業プロジェクト事業

施策

1 事業の目的

鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会が策定した計画に基づき実施する路網整備、県産材加工施設整備、木質バイオマス利用施設整備、木造公共施設等整備等の取組を支援し、本県の木材利用の拡大と林業・木材産業の活性化を図る。(事業期間:平成21～26年度)

2 事業の内容

路網や木材加工施設、木造公共施設の整備など、川上から川下に至る総合的な取組を支援する。

3 事業の現状及び課題

○平成21年度補正で創設され、その後平成23、24、25年度補正により追加された森林整備加速化・林業再生事業費補助金を原資に鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業により、川上から川下まで森林・林業・木材産業の振興対策の支援を行っている。
○平成23年度補正で予算化された復興木材安定供給等対策分については、直接的に東日本大震災の復興に資するもの以外は返還するよう国から要請があり、本県においても1,592,000千円を平成26年3月に返還した。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7307

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

16 木造公共施設等整備事業

施策

1 事業の目的

県産材の需要拡大を目的として、市町村が県産材を利用して建築する木造公共施設の整備に要する経費に対して助成する。

2 事業の内容

木造公共施設の整備を支援する。

3 事業の現状及び課題

- ・国の補助事業を活用して、5年間で62棟の公共施設の木造化、内装木質化が図られた。
- ・これに伴い、県産材が約7,000m³使用され(戸建て住宅に換算して281戸に相当)、県産材の需要拡大、森林の整備及び緑の産業(林業、木材産業及び建築業等)の活性化に貢献した。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7254

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

17 とっとり木と森の学校実践事業

施策

1 事業の目的

木の良さや、木を使って森を育てる意義を学ぶ「木育」に取り組む。

2 事業の内容

(1) 木育キャラバン

- 木のおもちゃで遊ぶイベント「木育キャラバンinとっとり」の開催。
- 併せて、講演会や県内の木育関係者を集めた「木育円卓会議」を開催。

(2) 木育グリーンツアー

○木の伐採現場や製材所等を見学する「木育グリーンツアー」を開催し、子どもだけでなく、大人にも「木を使うことが森を育てる」ととを体感してもらう。

(3) とっとり赤ちゃん木と森の広場（木育広場）の製作

- 木に親しむ機会が少ない未就学児向けに木育スペース「赤ちゃん木と森の広場（木育広場）」を製作
- 建築・デザイン学科を有す県内の学校にモデル試作を委託
- 各校の試作品から審査会で1点を選考し、県産材により製品化。製品化した木育広場は、NPO等に管理運営委託（審査会で選定）し、公共施設への設置や各種子育てイベント等に貸出しを行う。

3 事業の現状及び課題

- ・平成26年度新規事業
- ・県内各地で木工教室等が開催され、木に触れる機会が設けられているが、未就学児を対象とした木に触れるイベント等は少ない状況。
- ・「木育」においては、はじめに木に触れて木の良さを感じるステップが重要とされており、未就学児を対象とした木育活動の実施が必要。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 電話0857-26-7300

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

18 森林J-クレジット推進事業

施策

1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した森林整備を進めるため、県内のオフセット・クレジット(J-VER、J-クレジット※)を活用した取り組みを推進する。

※平成25年度より開始したJ-VERと国内クレジットが統合された新制度。

2 事業の内容

(1) 県有林J-クレジットモデル事業

県有林でモデル的に取り組んできたJ-VERプロジェクトについて、J-クレジット制度においても認証を引き続き取得し、企業等に販売する。

モデル事業を県内外にPRすることで、J-クレジットを普及する。

○「県有林J-VERプロジェクト」の期間：平成25年度～29年度

(2) 森林J-クレジット取得支援事業

県内の森林J-クレジットの取得、販売を推進するため、J-クレジットの取得に係る経費を助成する。

○対象：民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)

○補助対象：J-クレジットの認証取得に係る費用

(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)

○補助率：1/2

(3) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等の認定

県内の森林J-VER、J-クレジット(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体を認定する。

3 事業の現状及び課題

(1) 県有林J-VERモデル事業

○取得したJ-VERを、J-VER地域コーディネーター等と連携し販売している。

発行量 1,923トン

販売量 1,004トン(52%)(14社4団体、15,426千円)

残数 919トン

(2) 森林J-VER取得支援事業

○県内で9者の森林所有者等がJ-VERを取得している。

発行量 27,349トン

販売量 3,257トン(11%)

残量 24,092トン

(課題)J-クレジット制度とともにカーボン・オフセットの普及を図り、販売を推進する。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより

「カーボン・オフセットの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

19 木質バイオマス資源としての林地残材の搬出利用に関する実証事業

施策

1 事業の目的

近年、地球温暖化ガス排出量削減などからバイオマスエネルギーが注目されている。

若桜町において、木質バイオマス総合利用計画において「木質バイオマス加工ステーション」を整備し林地残材を町民や町内の施設等にチップボイラー・薪ストーブ等の燃料として供給することを計画されている。

林地残材を有効的に利用するには、その搬出・運搬コスト等の把握により、効率的な集積運搬方法の検証が必要であり、若桜町内でのモデル的実証試験により、県内の中山間地域における林地残材の活用促進を図る。

2 事業の内容

ア 伐り捨て間伐材の搬出に係る行程調査

伐り捨て間伐を行った若桜町有林において、林地残材を搬出/集積/運搬する作業の行程調査を行う。

(使用機材)チェーンソー、小型ウインチ、トラック スイングヤーダー チッパー

イ 効率的な搬出方法等の実証調査

残材利用を考慮した伐採、集積方法、造材作業の過程で発生した未利用材の集積運搬について調査を行う。小規模な搬出システム(人力+小型ウインチ)と大規模な搬出システム(スイングヤーダー+チッパー)による搬出工程を調査する。集積しチップ処理を行った場合とそのまま運搬した場合の工程、コスト比較を行う。

ウ 効率調査

搬出に必要なエネルギーと集積されたバイオマス資源のエネルギー量の収支調査を行う。

エ 影響調査

林地残材搬出による影響を調査する。

3 事業の現状及び課題



切り捨て間伐により林内に残された材
林内に残置された材の有効利用が必要

連絡先

鳥取県林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

20 治山事業

施策

1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するための森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等における復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

その他

4 事業の目標

山地災害危険地区整備目標(～平成24年度 1235箇所整備済み)			
平成26年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1245箇所	整備率 36.8%
平成27年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1255箇所	整備率 37.1%
平成28年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1265箇所	整備率 37.4%
平成29年度	山地災害危険地区10箇所整備		
	整備済数	1275箇所	整備率 37.7%

--

治山事業の効果



暴雨により山腹崩壊が発生し、
森林が激しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を
実施し、森林の復旧促進を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山担当 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

21 ハイブリッド無花粉スギの創出

施策

1 事業の目的

これからのスギの造林品種として、材質強度に優れるもの、スギカミキリに強いもの、雪害に強いもの等の有用形質を備えたものが求められる。これらの品種が花粉をつけない無花粉スギであれば利用価値は更に高まると考えられる。そこで、鳥取県産の無花粉スギという材料を準備し、有用形質を備えた品種に無花粉遺伝子を取り込んだハイブリッド無花粉スギを創出する。

2 事業の内容

- (1)探索: 県内の木から無花粉スギを見つけ出す。
- (2)材料作り: 鳥取県産無花粉スギを作る。
- (3)開発: 無花粉遺伝子マーカーを開発する。

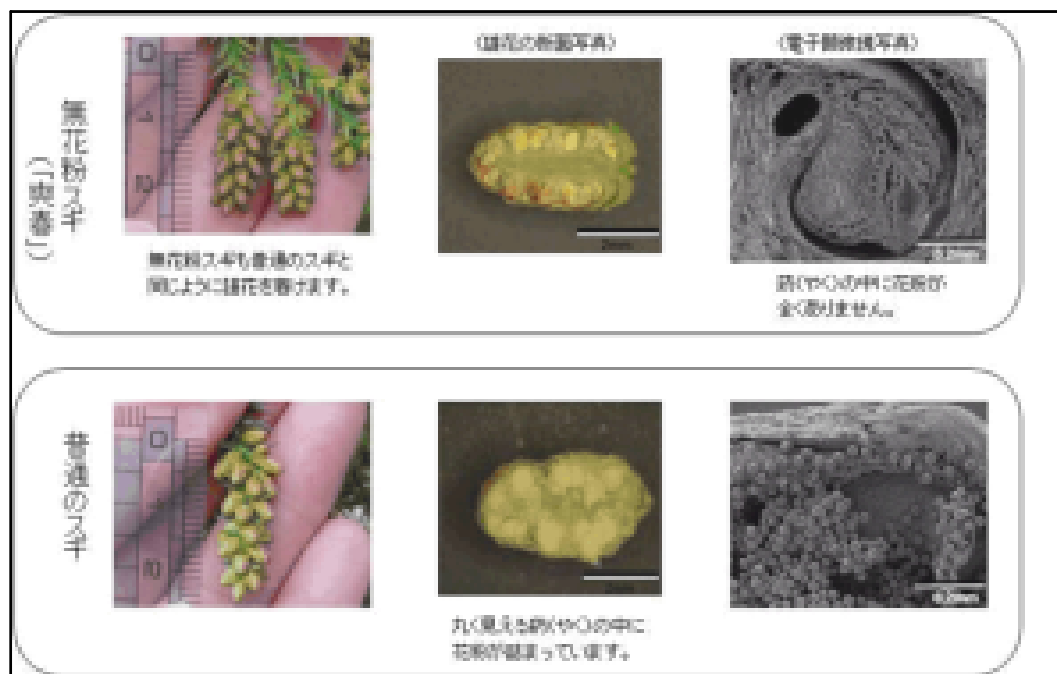
3 事業の現状及び課題

現状

(1)探索(2)材料作り のため、無花粉遺伝子をヘテロで保有する石川県精英樹珠洲2号と本県精英樹等49クローンの交配家系を創出した。今後、創出された交配家系を育苗し、無花粉スギの母樹とする予定である。

課題

枯死木の発生や球果の萎縮等のため、6クローンについて球果が採取できなかった。本年度3月にもう一度人工交配を行い、来年度に球果採取を行う必要がある。



連絡先

農林水産部 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

林業試験場のwebサイトより

業務報告(平成24年度)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?itemid=837177>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

01 とっとりグリーンウェイブの推進

施策

1 事業の目的

- 平成25年度は自然や緑をキーワードとしたイベント・大会が全県下で実施され、本県の緑や自然の豊かさを国内外にアピールする絶好のチャンス。
- そういった背景の中、本県の自然公園(山陰海岸・大山・三徳山・氷ノ山等)に眠る潜在的な魅力を引き出して世界に発信し、その素晴らしい自然の素材を十分に生かし切って国内外からの誘客を創出し、交流と連携が活発に行われることにより、その自然を守り育ててきた地域の人々が豊かさを享受できる自然公園づくりを推進する。

2 事業の内容

- (1)世界に打って出る氷ノ山グリーンエコリゾート整備事業
- (2)大山・三徳山魅力発見・発信事業

3 事業の現状及び課題

- (1)世界に打って出る氷ノ山グリーンエコリゾート整備事業

【現状】

ア 氷ノ山は氷ノ山後山那岐山国定公園の中心地であり、鳥取・兵庫県際の貴重な観光資源。しかし、その素晴らしい資源が生かし切れておらず観光の過疎化が生じている。

イ そこで、平成24年度に鳥取・兵庫の官民で組織する「氷ノ山一帯の地域経営の在り方検討ワーキンググループ」を設置、平成25年度はWGを発展改組した「鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会」を設置し、エコツーリズム・スポーツツーリズムを主軸に、地域資源を活かした通年型観光の拠点づくりを進めている。

【課題】

海外でも『緑豊かな山』と評される氷ノ山を、「氷ノ山グリーンエコリゾート(オールシーズン自然体感リゾート)」として、拠点(響の森)とフィールド(登山道)の一体整備と合わせツーリズムの実践を国内外に発信し、通年型観光による誘客を創出する。

- 誘客拠点「氷ノ山自然ふれあい館」のリニューアル
- 誘客フィールド「氷ノ山登山道」の魅力向上
 - …氷ノ山登山道の整備
- 誘客実践「関西圏最大のアウトドアスポーツフィールド」の確立
 - …「MOUNT&BEACHクロスアドベンチャーinTottori」として 氷ノ山山系<<氷ノ山Greenステージ>>と山陰海岸<<山陰海岸Blueステージ>>の豊かな自然を舞台に、アウトドアスポーツイベントの実践、講習会の開催、専門誌への掲載実践からアウトドアスポーツ誌との連携によるPRまでを一体的に行う
- 誘客施策の創出「鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会の開催」
 - …エコツーリズム・スポーツツーリズムを主軸に、地域資源を活かした通年型観光の拠点づくりを具体的に検討・実行するため、両県の官民参画組織「鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会」において、氷ノ山ならではの誘客の新しいアイデア・施策を創出する。

- (2)大山・三徳山魅力発見・発信事業

【現状】

ア 大山においては、平成20年から実施してきた大山キャリーダウンボランティアについては、延べ約1,800人が参加、4tの汚泥が搬出され、大山のトイレのあり方、自然環境への配慮について啓発してきた。「大山環境宣言」の採択を契機に「大山環境フォーラム」や「大山の自然を守り育む活動展」を開催し大山の自然保護についてPRしてきた。

イ 三徳山においては、国、県、地元が連携しながら、国立公園編入に向けた気運醸成の取組が行われた結果、植生分布等の希少性が認められ、平成26年3月19日に自然的・景観的特色との共通性が高い大山隠岐国立公園への編入が告示された。

【課題】

ア「大山環境宣言」の採択と平成28年2月に迎える「指定80周年」を契機として、これまで大山で展開されてきた先進的な自然保護活動を途絶えることなく、未来へ継承し、今後、国立公園としてさらなる発展を図っていくために以下の取組を実施する。

- 「大山マナーアップ協議会」の立ち上げ
- 「大山頂上木道キャリアアップボランティア」の実施
- 「大山の自然を守り育む活動展」の継続開催
- 「大山隠岐国立公園指定80周年」に向けた準備
- 大山登山道案内リーフレットの増刷

イ 三徳山及び周辺地域は、数多くの観光資源を有し、個別に観光プログラムが展開されているが、それらの魅力を総合的に発信できるブランドイメージを有していない。

国立公園編入を契機に、国、県、地元と継続的な連携のもと、「傑出した自然」とそれを守り育てた「修験の歴史文化」が織りなす「三徳山の魅力」のブラッシュアップを図り、積極的な魅力発信を図るため、以下の取組を実施する。

- 三徳山の自然の魅力発信に向けた準備会の立ち上げ
- 国立公園編入記念イベントの開催
- 三徳山ガイドブック、DVDの活用、
- 「三徳山」の魅力発信パネルの作成及び展示
- 国立公園「三徳山」の周辺整備（遊歩道、エントランスモニュメント等の整備）

ウ また効果的な情報発信を行うため、「三朝温泉開湯850年記念事業」とのコラボや、「三徳山」の魅力発信パネル展」と「大山の自然を守り育む活動展」と同時開催など、関係事業と積極的な連携を図る。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

02 自然公園等管理費

施策

1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

- (1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕
安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。
- (2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等
快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。
- (3) 国立公園清掃活動費補助金
自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。
このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。
- (4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症療法的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。

・山陰海岸ジオパークは平成22年10月に世界ジオパーク加盟が実現。平成26年度は4年に1回の更新審査を迎える。自然歩道の観光・教育等への一層の活用に資するため、草刈りを年3回に増やし、落石対策や手摺り・路面の安全対策を実施した。
また、自然公園内の行為等に係る許認可等を行い、自然保護行政の推進に努めた。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園

とりネットより「緑豊かな自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

03 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うため、各総合事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進していく。

2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置(12,268千円)

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を東部・中部・西部・日野総合事務所に配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用(260千円)

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

また、自然保護ボランティアの資質向上に向けて、研修会等を開催する。

3 事業の現状及び課題

平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は増加しているが、最近は横ばい傾向が続いている。(現在の登録状況128名)

ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた啓発が必要。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

1 自然保護監視員のブログ

(1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>

(2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>

(3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>

2 第4期鳥取県自然保護ボランティアの募集

とりネットより「緑豊かな自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

04 未来に引き継ぐグリーンウェイブ・「ともに育てる身近な緑づくり」事業

施策

1 事業の目的

全国都市緑化とっとりフェア、全国植樹祭などの成果を踏まえ、みどりの国鳥取づくりに向けて、自然にある草花を生活の中に取り入れ、引き続き「共に育てる身近な緑づくり(鳥取流緑化スタイル)」を普及・定着させ、地域での「鳥取流緑化スタイル」の取組や地域への「鳥取流緑化スタイル」の浸透と人材の育成を進めるため、鳥取流緑化スタイルガーデンコンテストの実施、県内各地でのワークショップの開催、県有施設・道路緑地帯等へナチュラルガーデンによるスポットガーデンを整備する。

2 事業の内容

(1) ナチュラルガーデン・デザインコンテスト事業

県内外のプロ・アマ(学生)を問わず、鳥取流緑化スタイルの趣 旨にあったナチュラルガーデン・デザインを募集し、募集作品の中から優秀な作品を選抜して、都市公園内で実際に作成してもらうことで、新たな鳥取流緑化スタイルの普及に携わる人材の掘り起こしと鳥取流緑化スタイルの情報発信に資する。

(2) 県有施設等ナチュラルスポットガーデン整備事業

県が進める鳥取流緑化スタイルの県内への一層の定着と鳥取流緑化スタイルによる都市環境等への潤い提供を図るため、県有施設等においてナチュラルスポットガーデンを整備する。

(3) ナチュラルガーデン100名園造成事業

ナチュラルガーデンを県内に広く普及、定着を図るために、地域でナチュラルガーデンを整備する個人、団体等に対して、原材料費の一部を助成し、県内でのナチュラルガーデン整備を県民運動的に展開する。

(4) とっとりフェア開催メモリアルイベントの実施

とっとりフェアの開催とナチュラルガーデンの整備の成果を引き継ぎ、県内への普及を促進するために、東部の花と緑のフェアに併せて、ナチュラルガーデンの魅力と普及に向け、国内の先進事例などを紹介するミニシンポ等を併せて開催する経費を補助する。

(5) みどりすと創出・県民運動展開事業

緑化フェアで培われた、地域で緑を増やしたり、地域で緑の潤いを提供する活動者「みどりすと」を増やし、県内全体での県民運動に繋げていくために、「みどりすと」の育成や活動のすそ野拡大に繋げる各種事業を実施する。

3 事業の現状及び課題

- ・全国都市緑化とっとりフェアを通じて、自然の草花を生活の中に取り入れる「鳥取流緑化スタイル」という新たな緑化スタイルを提案してきた。
- ・ナチュラルガーデンを核とした鳥取流緑化スタイルについては、一定の評価を受けたと考えるが、全県への普及・浸透が不十分。
- ・「鳥取流緑化スタイル展開事業」において、県立公園内へのナチュラルガーデン整備を行い、鳥取流緑化スタイルの魅力を紹介、普及している。
- ・鳥取流緑化スタイルに携わる専門的技術者の養成が必要
- ・鳥取流緑化スタイルの展開が既存公園の再整備に止まり、その手法を活かしたまちづくり等に繋がっていない。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7403

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「緑豊かな自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

05 鳥取流緑化スタイル展開事業

施策

1 事業の目的

全国都市緑化とっとりフェアを一過性のイベントに終わらせないために、「とっとりグリーンウェイブ」との一体的な取り組みとして、本県における新たな緑化技術の提案や緑に親しむ面的な取り組みを全県的に展開していく。

2 事業の内容

1 鳥取流緑化スタイルの普及に向けた取組

(1) 鳥取流緑化スタイルの普及と定着

全国都市緑化とっとりフェアのテーマであるナチュラルガーデンなどを取り入れた新たな緑化スタイル「鳥取流緑化スタイル」の普及・定着に向けて、講演会・技術講習会を開催する。

(2) 都市緑化の啓発・促進

都市緑化の普及とグリーンウェイブの取組継続のため、県下3箇所で開催される「花と緑のフェア」の開催支援を行う。併せて、本年度創設したとっとりグリーンウェイブ貢献賞の募集・表彰等を併せて実施する。

3 事業の現状及び課題

全国都市緑化とっとりフェアを通じてナチュラルガーデンの魅力紹介については、一定程度の効果が上がった。

鳥取流緑化スタイルが全県に普及・定着するまでには至らなかった。このため、引き続き講演会や技術講習会を通じて、県内のファン拡大が必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「緑豊かな自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

06 鳥取砂丘保全・再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
- (2) 砂丘の魅力情報を発信するガイドツアーの実施



巡視活動



ジオツアー

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
 - ・落書き件数 平成25年度322件
 - ・鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
 - ・砂丘レンジャー日記(HP)、Facebook等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

07 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

(1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通じた除草を実施する。特に草が種子を散布する前を重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

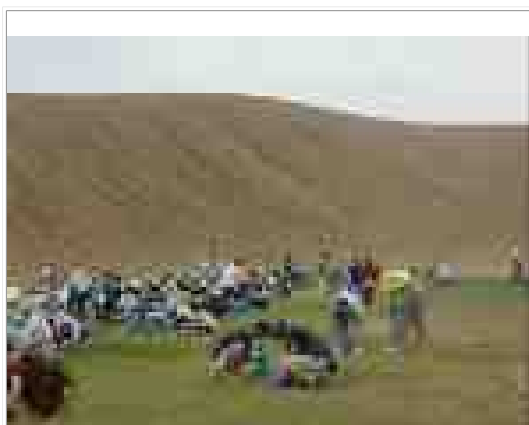
鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- ・景観を改善するための調査

(3) 人材育成に関する事業

「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。

・鳥取砂丘の価値や魅力を知っていただくため、砂丘内で「鳥取砂丘ガイド」によるガイド活動を行う。



ボランティア除草の様子



ガイド活動の様子

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

ア ボランティア除草 43.2ha

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施
平成25年度 2,835人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施
平成25年度 1,880人
- イ 委託(機械・人力)による除草 67.6ha
- ウ 調査研究
 - ・長期的な砂丘の地形変動
 - ・除草のための調査
 - ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
 - ・動植物の調査
 - ・景観の改善調査 等
- エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る
 - ・鳥取砂丘ガイド登録状況 43名(平成26年3月31日現在)
 - ・ガイドサポーター登録状況 44名(平成26年3月31日現在)

(2)課題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく。
- ・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用とスキルアップを図る。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

08 鳥取砂丘保全事業(養浜)

施策

1 事業の目的

貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドライン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000(千円))がかかることから、予算確保が課題となる。



工期:平成25年3月14日～平成25年8月30日
契約金額:38,993千円
実施内容:鳥取砂丘沖に15,842m³浚渫土砂を投入

連絡先

県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

09 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進

施策

1 事業の目的

世界ジオパークネットワークに加盟している山陰海岸ジオパークについて、観光面での活用や認知度向上に繋がる事業等を、山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携し官民あげて推進することで、地域経済の完成かを図り、持続可能な地域社会の形成をめざす。

2 事業の内容

平成26年度は、世界ジオパークの再審査への対応を万全とするため、ジオパークのさらなる魅力づくり、おもてなし対策、鳥取市西部の新規ジオパーク地域対策などに取り組む。

(1)ジオパークのさらなる魅力づくり

自然景観を楽しみながら歩く旅「ロングトレイル」のルート策定に向けた検討調査、アウトドアスポーツ大会の開催、民間事業者や市町が行うジオパークに関する様々な取組への支援を行う。

(2)おもてなし対策

ジオパークガイド研修会の開催、案内看板の整備拡充、ラッピングバスのリニューアル、外国人対応職員(英語)2名の配置(砂丘事務所、山陰海岸学習館)を行う。

(3)新規ジオパーク地域(鳥取市西部)対策

世界再認定の気運向上や新規エリア等の地域活動活性化のためのフォーラムの開催、案内看板や記念ウオーキング大会への支援を行う。

(4)調査研究活動の推進

県内のジオパークエリア内での調査研究活動を支援する。

(5)ガイド活動の活性化

県域を越えてツーリズム活動等に取り組むガイド等の支援、ガイドを活用した夏休み自由研究対策講座を開催する。

(6)旅行商品の造成・情報発信

旅行会社への旅行商品造成支援や県内外への情報発信を行う。

(7)隠岐世界ジオパークとの連携

隠岐汽船を活用した鳥取-隠岐航路のための検討調査、大型客船による鳥取-隠岐観光クルーズへの支援を行う。

(8)山陰海岸ジオパーク推進協議会の取り組み

山陰海岸ジオパークエリア内の府県市町、関係団体が一体となって、ジオパークの保護保全、調査研究、教育啓発、観光活用、情報発信等の事業を行う。

(協議会の主な事業)

・ジオパークの保全活動、学術研究等の推進

・ジオパークフォーラム、PRキャンペーン等イベントの実施

・モニターツアー、スタンプラリー、写真コンクールの実施

・ジオパークネットワーク活動の展開

(9)関西広域連合(広域観光・文化振興分野)の取組

海外トップセールスや外国人観光客向けガイドブック等で山陰海岸ジオパークをPRする。

3 事業の現状及び課題

○平成22年10月の世界ジオパークネットワークへの加盟認定後、観光や学校教育等での活用が図られ、カヌー体験をはじめ観光入込客数が増加するなど一定の成果が上がっている。

○平成26年度は世界ジオパークネットワークの再認定審査があり、この対応を万全とするための折り返しとして、平成25年12月に新たに日本ジオパークに認定された鳥取市西部地域の活動の活性化や、おもてなし対策、新たなツーリズムの提案など、世界審査を契機としたステップアップに取り組む。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 山陰海岸世界ジオパーク推進室 電話0857-26-7637

参考URL

山陰海岸ジオパーク推進協議会のWebサイトより

「山陰海岸ジオパーク」

<http://sanin-geo.jp/>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

10 三徳山歴史遺産調査事業

施策

1 事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山の歴史遺産(文化財)について、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業の内容

○学術調査等への調査指導及び調査協力

- (1)三徳山自然環境調査
- (2)三徳山発掘調査
- (3)三徳山民俗文化財調査
- (4)三徳山総合調査研究
- (5)三徳山正善院復元事業

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

11 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1 事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより
「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

12 森のようちえん等に対する運営費助成モデル事業

施策

1 事業の目的

本県の恵まれた環境を活かした自然・地域のフィールドを活用した野外(園外)保育における子どもの発達を支援し、平成27年度に向けて県独自の新しい認証制度の創設を検討するため、モデル事業として事業者への運営支援を行う。

2 事業の内容

自然のフィールドを活用して野外(園外)保育等を行う事業に対し、新しい認証制度(鳥取型)の創設を検討するため、モデル事業を実施する。

- 1 実施主体 県
- 2 補助率 3/4
- 3 補助要件

事業主体	民間事業者(NPO、任意団体、個人)
利用定員	1グループ 最大20人
利用年齢	3歳児～就学前児童(一定の条件の下、年度途中に満3歳となる児童も対象)
職員配置	1グループには最低2人以上の職員を配置 (1グループ15人を超える場合には、更に1人の職員配置を推奨) ※必要資格、研修受講等の要件を検討
施設基準	・複数のフィールドがあること ・休憩用の施設(建物)があることなど など

4 補助単価

○基本基準額(年額) 2,673千円

○資格加算額(年額) 225千円 ※保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者に対し加

算

3 事業の現状及び課題

全国的に森のようちえんが広がりを見せているが、国が認可するところまでではなく、公的助成がないため、運営に苦慮しているところが多い。

連絡先

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

13 森林セラピー推進モデル事業(とっとりグリーンウェイブ推進事業)

施策

1 事業の目的

森林セラピーを活用した智頭町の取組を支援し、この取組をモデルとして鳥取県全域に広げることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 企業等への普及活動
 - 県外でのPRイベントの開催
 - 契約企業への導入割引
 - 雑誌等へのPR
- (2) 測定機材の購入
 - 効果検証測定機器の増設

3 事業の現状及び課題

(現状) 智頭町の森林セラピー基地は平成23年7月にオープンし、関西圏を中心とした県外から好評を得ている。医療分野との連携として、企業向けメンタルヘルスプログラムの確立、実証に取り組んでいる。

(課題)

- 都市部の企業を継続的な顧客として取り込むため、平成25年度に確立・実証される企業向けのメンタルヘルスプログラムについてPRを行い、その実施体制を整えていくこと。
- 智頭町で確立されたノウハウを活かし、智頭町以外の新たな地域での事例を積み上げ、県内全域への波及効果を促すこと。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課 電話:0857-26-7304

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

14 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

施策

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業の内容

4つの体験型講座(1. 昆虫の世界を探検／2. 森の木々を調べる／3. 木で染めよう／4. 木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



3 事業の現状及び課題

「2. 森の木々を調べる」講座において、25年度からツリーイング体験を人数を限定して導入したところ、応募者が多数あった。このため次年度事業ではツリーイング体験の内容を拡充し、より多くの人に林冠観察を体験していただくこととしたい。

連絡先

農林水産部 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

15 とっとりスタイルエコツーリズム「住まうように旅する」推進事業

施策

1 事業の目的

「とっとりグリーンウェイブ」の主要イベントの一つである「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」の開催に当たり、関係市町村と歩調をとりながら、同大会の準備・開催及びとっとりスタイルエコツーリズム(サイクリング、登山、まち歩きなど)の普及を行う同大会実行委員会を支援する。

2 事業の内容

- (1)「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」実行委員会が行う次の取組を支援する。
 - 国際大会の準備・開催(会場設営費、講師等謝金・旅費、交流会開催費等)
 - とっとりスタイルエコツーリズムの推進(ガイド等の人材育成、エコツアー商品の造成、普及啓発・情報発信等)
- (2)平成25年4月より、官民による実行委員会事務局を設置(11名体制)

3 事業の現状及び課題

- (1)現状
 - 国際大会の開催
「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」を開催し、鳥取ならではの自然、歴史、文化等を活かした新しい観光スタイル「住まうように旅する・とっとりスタイルエコツーリズム」を国内外へ広く発信。
【日程】平成25年10月19日～21日
【場所】米子コンベンションセンターほか
【参加者】延べ3,916人
【内容】開会式、基調講演、トークセッション、エクスカージョン、報告会、閉会式、世界のエコツーリズムコーナー等
【その他】大会期間中、併催・応援イベントも実施された。(→皆生・大山SEA TO SUMMIT 2013、大山秋の一斉清掃、米フェスタ2013等 参加者13,312人)
 - とっとりスタイルエコツーリズムの推進
国際大会開催を契機に、エコツアーガイドなどの人材育成や、県内のエコツアープログラムを集約したガイドブックの制作など、地域でのエコツーリズム推進の取組が進展。
- (2)主な課題
エコツーリズムは、地域固有の資源を観光に活かし地域活性化に結びつけることが目的であり、今後、制作したガイドブックを営業ツールにプログラムの商品化と販売を本格化させるなど、地域住民と一緒にあって、エコツアービジネスの前進と広がりを生み出していくことが必要。

連絡先

西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課 (電話)0859-31-9372

参考URL

大会HP <http://daisenwonder.com/>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

16 とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業

施策

1 事業の目的

近年、消費者からのニーズが高まっている「ニューツーリズム」、「エコツーリズム」や「体験型教育旅行」(本補助金ではそれらのツーリズムを包括して「とっとりスタイルエコツーリズム」と呼ぶ)に対応するため、地域資源の観光メニュー化や磨き上げ、情報発信を行う団体をステップアップ型と規模拡大型(国内向け、海外向け)に区分し支援する。

2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 12,500千円

【ステップアップ型】

事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業に対する補助
補助額	1/2(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費 など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○情報発信体制の整備 など

【規模拡大型】

事業内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行う事業に対する補助
補助額	1/2(上限2,500千円)
補助対象事業者	県外からの団体受入を目指した規模拡大や受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	コーディネーターの人件費(庶務的事務を行う者の経費は除く)、体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、モニターツアー実施経費、プロモーション経費 など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの規模拡大 ○スポーツや文化体験メニューの規模拡大 ○団体ツアーの造成 など

3 事業の現状及び課題

●近年、従来の物見遊山的な観光旅行とは異なり、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた「ニューツーリズム」に対するニーズが高まっている。

●教育現場においても体験型教育旅行が広く取り入れられており、新しいニーズに対応する観光メニューの造成や磨き上げ、情報発信を積極的に進めることが必要。

連絡先

文化観光スポーツ局 観光戦略課 電話:0857-26-7421

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/213172.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

17 森と海の交流体験プロジェクト

施策

1 事業の目的

県民が森と海とのつながりについて学びながら交流することにより、上下流や地域の絆を深めるとともに、グリーンツーリズムの推進を図る。

2 事業の内容

林業・漁業関係者のほか、地域住民やボランティア団体等広く県民の参加を募り、栄養分に富む良質で豊富な海へ供給する水源林の整備や海岸清掃等を通じて、森と海の間をつなぐことについて学びながら交流する取組を支援する。

【取組事例】

- (1) 水源林や海岸林における植栽、間伐等の森林整備活動
- (2) 海岸清掃
- (3) 参加者への海産物・林産物の提供
- (4) 森林での自然観察や漁船での網揚げ見学などを通じた子どもたちの相互交流
- (5) 適切な森林整備が海への恩恵をもたらすことなどを学ぶ自然環境学習会 など

3 事業の現状及び課題

- 平成25年5月に、本県において第64回全国植樹祭が開催され、環境先進県「とっとり」の活動を県内外に発信した。
- これを契機に、県民、企業、ボランティア等が環境保全活動に取り組む県民運動について更なる展開を図ることとしている。
- 森林を適切に整備することで、豊富な水や栄養分が川を下り、水質浄化や水産物の増加など海に豊かな環境をもたらすことについて県民への理解を促すとともに、その活動に広く県民も参加することでグリーンツーリズムの推進を図る。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 電話:0857-26-7306

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

18 ふるさとまちづくり支援事業(県民と協働する川づくり)

施策

1 事業の目的

県内の中山間地の河川においては、河岸や水みちが良好な環境を形成し、多種多様な生物が生息しているなど、ふるさとの原風景を感じさせる空間が残っているものの、河川環境を保全するための活動を支援、協働する仕組みがないため、恵まれた地域特性が放置されたままとなっている。

このため、地域住民等が参画し、河川を地域活動の場とするまちづくりを支援することにより、良好な河川空間を再生・維持させるとともに、鳥取県らしい自然との共生社会を実現する。

2 事業の内容

○ 曳田川(鳥取市河原町西郷地区)
河川環境整備 事業延長 約800m (平成25年度～平成26年度)

〈支援内容〉

安全に河川が利用できるよう河川管理施設(護岸、低水敷、水際へのアプローチ施設など)の整備や住民では対応できない危険な支障木の伐採等の維持修繕



3 事業の現状及び課題

- これまで西郷地区では、恵まれた地域特性を活かし、カジカ蛙及びび螢の学習会や

河川美化活動を実施するなど、地域住民自らが河川環境保全の取組を積極的に行っている。

- しかし、河川管理施設の整備や危険箇所での伐木などは、住民では対応が困難であり、これらを支援し、住民と協働で良好な河川空間を再生・維持させることとしている。
- 平成25年度は、景観の支障となる河川沿いの木を伐採した。周囲の見晴らしが良くなり、地元からも大変喜ばれている。また、不可視部が無くなることにより、不法投棄が無くなるといった効果も見られた。
- 地域住民等による河川環境保全の取組を支援することにより、県民自らが環境保全に行動する「とっとりグリーンウェイブ」が進められるよう、曳田川をモデルとした取組が県内各河川へ広く浸透していくよう推進することが必要である。

連絡先

県土整備部 河川課 企画担当 電話0857-26-7374

参考URL